

医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百四十二号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和三年六月二十三日

厚生労働大臣 田村 憲久

改正後	改正前
一〇十七 (略) 十八 (略)	一〇十七 (略) 十八 (二〇R) —七—アミノ—二—フルオロ—二・一〇・一六—トリメチル—一五—オキソ—一〇・一五・一六・一七—テトラヒドロ—二H—四・八—メテノピラゾロ「四・三—h」 「二・五・一—」ベンゾオキサジアザシクロテトラデシン—三—カルボニトリル (別名ロルラチニブ) 及びその製剤 (新設)
十九 N—(二—アミノ—四—フルオロフェニル)—四—「(二E)—三—(ピリジン—三—イル)プロパ—二—エンアミド」メチル—ベンズアミド (別名ツシジノスタツト) 及びその製剤 二十 (略)	十九 四—アミノ—一—ベーターD—アラビノフラノシル—二—(一H)—ピリミジノン, 五—(ナトリウム オクタデシル ホスフアート) (別名シタラビン オクホスフアート) 及びその製剤 二十〇九十八 (略)
二十一—九十九 (略)	九十九 シス—ジアンミンジクロロ白金 (別名シスプラチン) 及びその製剤 (新設)
百一 ジヌツキシマブ及びその製剤 百二 (略) 百三—百十三 (略) 百十四 (略)	百一 ジノスタチン スチマラマー及びその製剤 百二—百十一 (略)
百十五 N—「(四・六—ジメチル—二—オキソ—一・二—ジヒドロピリジン—三—イル)メチル」—五—「エチル(オキサ—四—イル)アミノ」—四—メチル—四—「(モルホリン—四—イル	百十二 (二R・三S)—三—(一—ジメチルエチル)オキシカルボニルアミノ—二—ヒドロキシ—三—フェニルプロパン酸(一S・二S・三R・四S・五R・七S・八S・一〇R・一三S)—四—アセトキシ—二—ベンゾイルオキシ—五・二〇—エポキシ—一—ヒドロキシ—七・一〇—ジメトキシ—九—オキソタキス—一—エン—一—三—イル (別名カバジタキセル) 及びその製剤 (新設)

(傍線部分は改正部分)

「メチル」ビフェニル—三—カルボキシアミド（別名タゼメトス  
タツト）、その塩類及びそれらの製剤

百十六（略）

百十七〜二百八（略）

二百九（略）

二百十 ルテチウム<sup>(177Lu)</sup>—N—「（四・七・一〇—トリカルボキシ

メチル—・四・七・一〇—テトラアザシクロドデシ—イ

「アセチル」—D—フェニルアラニル—L—システイニル—L—

チロシル—D—トリプトファン—L—リシル—L—スレオニル—

—L—システイニル—L—スレオニン—サイクリツク（二—七）

ジスルフィド（別名ルテチウムオキソドトレオチド<sup>(177Lu)</sup>）及びそ

の製剤

二百十一（略）

二百十二〜二百二十九（略）

百十三 五—（三・三—ジメチル—トリアゼノ—イミダゾ—

ル—四—カルボキサミド（別名ダカルバジン）及びその製剤

百十四〜二百五（略）

二百六 リツキシマブ（遺伝子組換え）「リツキシマブ後続二」及

びその製剤

（新設）

二百七 (土)—アミノ—九—グアニジノ—ヒドロキシ—

四・九・一—トリアザノナデカン—〇・一—ジオン（別名

グスペリムス）、その塩類及びそれらの製剤

二百八〜二百二十五（略）